

岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 岩手県内におけるクリーンエネルギーの導入促進及び普及啓発を図るため、公共施設へクリーンエネルギー等設備を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、この要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共団体等 次に掲げる団体をいう。

ア 一部事務組合及び広域連合

イ 公共的団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、日本赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、教育文化スポーツ団体等、その他、法人か否かを問わず、公共的な活動を営むものをいう。）

(2) 公共施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。

(補助金の交付)

第3 この要綱による補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の例による。

(補助事業者)

第4 補助金の交付対象となる者は、岩手県内の市町村及び岩手県内に主たる事務所を置く公共団体等であって事業の実施予定地である岩手県内の市町村長の推薦を受けた者とする。

(補助対象の事業)

第5 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる設備及び機器を導入する事業とする。

(1) 太陽光発電設備及び機器

(2) 太陽熱利用設備及び機器

(3) 風力発電設備及び機器

(4) 地中熱又は地下水利用ヒートポンプ設備及び機器

(5) 廃熱又は地熱等利用設備及び機器

(6) バイオマス発電設備及び機器

(7) バイオマス熱利用設備及び機器

(8) 水力発電設備及び機器

(9) (1)～(8)を（複合的に）利用した設備及び機器類（街路灯、温水器、情報表示装置等）

(10) LED照明設備及び機器（更新工事を伴うものに限る。ただし、LED照明からLED照明へ更新するものを除く。）

(11) (1)～(10)に準ずる設備及び機器

2 大規模災害のうち企業局長が認める災害により被害が生じた場合にあっては、前項に掲げる設備及び機器の復旧についても補助金の交付の対象とする。

(補助対象経費)

第6 第1に規定する経費（以下「補助対象経費」とする。）は、別表第1のとおりとする。

(補助額)

第7 補助事業1件における補助額は、補助対象経費の4分の3（第5第2項の規定により企業局長が認める設備及び機器の復旧に係る経費については、10分の9）以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）で、500万円を上限とする。

(交付の要件)

第8 企業局長は、次の要件をいずれも満たしている場合に補助金の交付を決定する。

- (1) 広く地域住民が利用する公共施設に導入すること。
- (2) 導入した設備により発電した電力は(1)に定める施設で使用するものとし、専ら売電を目的とするものでないこと。
- (3) 補助対象経費に他の補助金の対象経費を含まないこと。
- (4) 1市町村(市町村長の推薦を受けた者を含む。)における補助額の合計が、500万円を超えないこと。
- (5) 導入する設備にCO₂削減効果が認められること。
- (6) 当該事業により導入した設備であることのPRを実施すること。

(補助事業の内容の軽微な変更等)

第9 次に掲げる変更以外の変更をする場合は、補助対象経費の配分及び補助事業の内容の変更に係る企業局長の承認を要しないものとする。

- (1) 補助対象経費の20%を超える増減
- (2) 導入設備の数量変更
- (3) 導入設備の仕様変更(ただし、申請時から、発電量の減少又は消費電力の増加があるものに限る。)

(申請の取下期日)

第10 補助金の交付申請の取下期日は、補助金の交付の決定通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(財産の処分に係る制限)

第11 補助事業が完了した年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間を経過するまでの間、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(企業局長が指定するものに限る。)を、企業局長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の規定により企業局長の承認を受けようとする場合は、岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業取得財産管理等変更承認申請書(様式第10号)を速やかに企業局長に提出しなければならない。

(事業の遂行状況に係る報告)

第12 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の11月末日における補助事業の遂行の状況を、翌月10日までに、岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業進捗状況報告書(様式第11号)により企業局長に報告しなければならない。

(予算執行に関する調査権等)

第13 企業局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村を除く。)に対して、必要な報告を求めることができる。

(書類の整備等)

第14 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第15 企業局長は、補助事業の遂行上必要と認める場合には、補助金の5割以内の額を限度として前金払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金前金払請求書(様式第12号)に企業局長が必要と認める書類を添えて、企業局長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第16 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第13号）により企業局長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による企業局長の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

- 第 17 補助金の交付の申請をする者及び補助事業者が企業局長に提出する書類及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

- 第 18 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以降の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第6関係）

費目	内容	備考
機械装置購入費	・機械装置等の購入又は製造等に係る経費 ・PR表示の製作及びその設置に係る経費	土地の取得及び借上げに係る費用は対象外
工事費	機械装置の設置工事 (直接工事費、直接経費及び諸経費)	・建物対象外 ・既設構築物の撤去費は対象外

別表第2（第17関係）

手続	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期限
補助金の交付の申請	岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） 1 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業計画（実績）書（様式第2号） 2 事業経費の配分（様式第3号） 3 事業実施スケジュール（様式第4号） 4 収支予算（精算）書（様式第5号） 5 事業の実施予定地である県内市町村の長の推薦書（市町村以外の申請者のみ・任意様式とするが当該市町村長の公印を有すること。） 6 その他必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	別に定める日
補助事業の変更、中止又は廃止	岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号） 1 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業計画（実績）書（様式第2号） 2 事業経費の配分（様式第3号） 3 事業実施スケジュール（様式第4号） 4 収支予算（精算）書（様式第5号） 5 その他必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から14日以内
補助事業の完了の報告及び補助金の請求	岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金請求書（様式第8号） 1 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業費補助金実績報告書（様式第9号） 2 岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業計画（実績）書（様式第2号） 3 事業経費の配分（様式第3号） 4 事業実施スケジュール（様式第4号） 5 収支予算（精算）書（様式第5号） 6 その他必要と認める書類で別に定めるもの	各1部	当該事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から14日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日まで